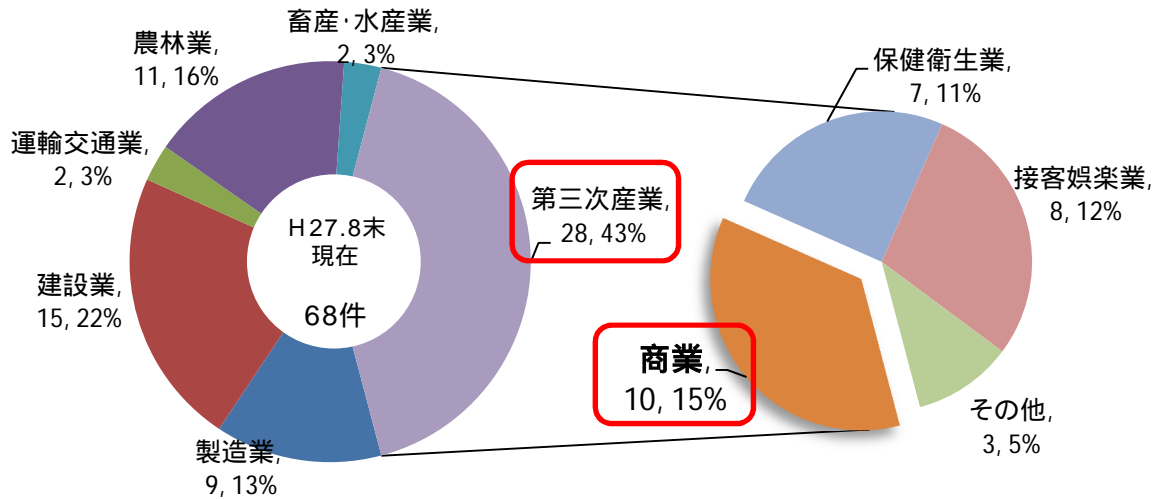


あなたの職場も目指せ 危険ゼロ職場！！

商業における労働災害を防止しましょう

H27.8末現在の業種別労働災害発生状況（安芸監督署管内）

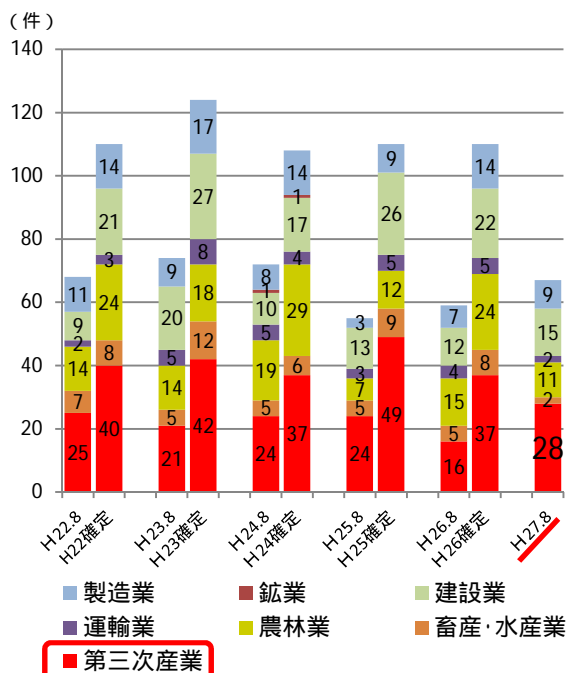


現在、**第三次産業（特に商業）**における労働災害が**増加傾向**にあります！！

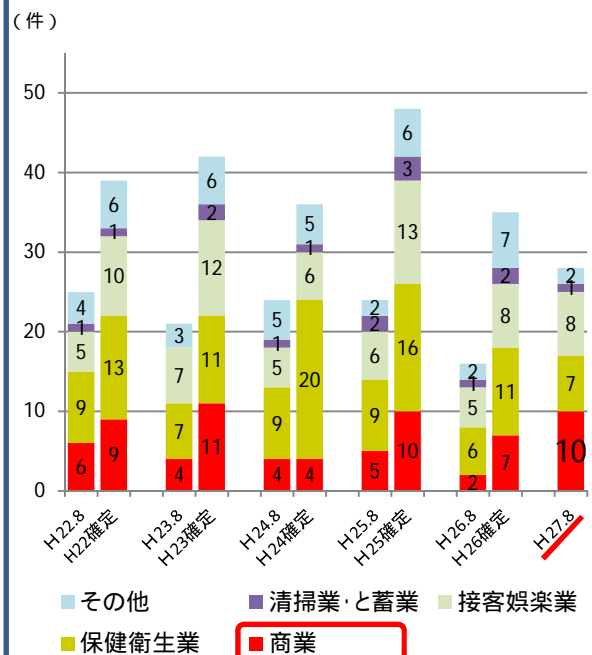
平成22年～平成27年8月末の労働災害（休業4日以上）に占める第三次産業の割合は、平成22年～24年頃までは全体の3割でしたが、平成25年には全体の4割を超える高水準となっています。

また、本年は8月末現在で平成25年1年間の件数を越える労働災害が発生し、中でも商業における労働災害が大きく増加しています。

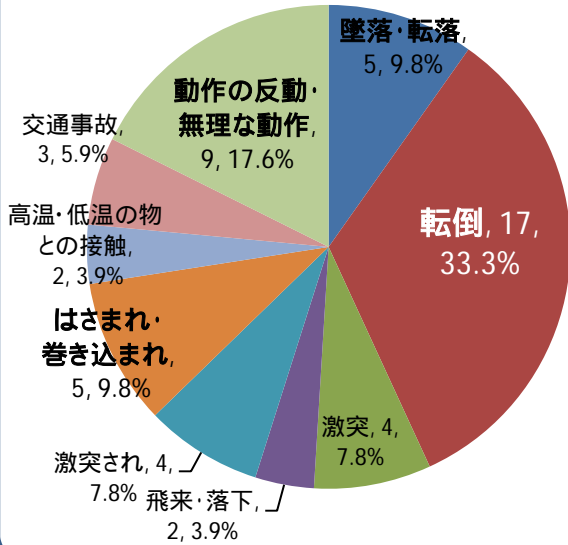
業種別労働災害発生状況の推移（確定及び1月～8月）



業種別労働災害発生状況の推移（第三次産業）（確定及び1月～8月）



事故の型別労働災害発生状況 (商業) (H22~H27.8)



商業において最も多いのが 転倒災害！！

商業における平成22年～平成27年8月末の労働災害（休業4日以上）を事故の型別で見ると、最も多いのが通路等でのすべり、つまずき、踏み外しによる「**転倒**」災害で全体の33%を占めています。次いで荷の運搬中などの「**腰痛（動作の反動、無理な動作）**」、脚立や階段などの段差からの「**墜落・転落**」災害が多くなっています。



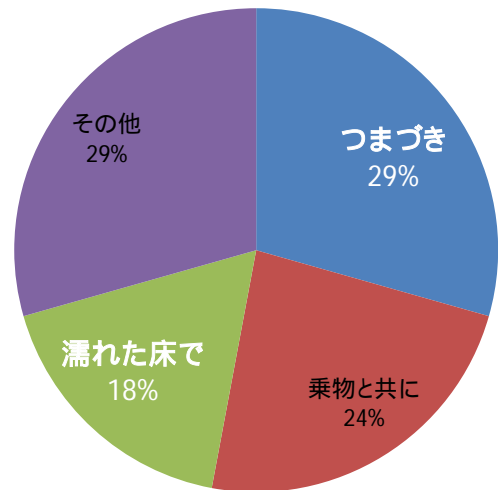
転倒災害を防止するには まず、**整理整頓**から！！

商業における平成22年～平成27年8月末の労働災害（休業4日以上）のうち、転倒災害について発生状況別で見ると、**通路に置かれていた物（台車、荷物）**や段差につまづく（29%）、**濡れた床ですべる**（18%）など、通路等に物を置かない、濡れたままにしないなど整理整頓することにより防止できる災害が多く発生しています。

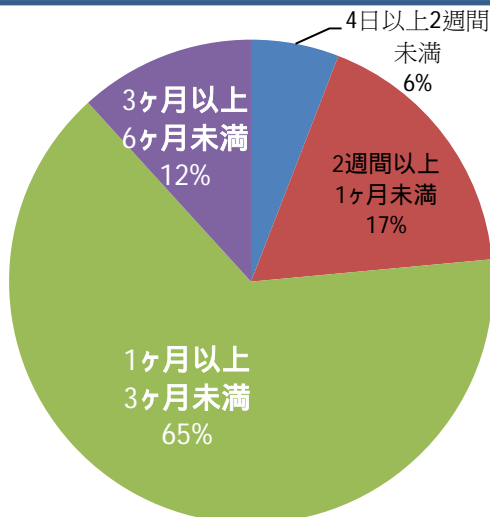
その他、バイクなどの乗り物と共に転倒する災害も多く発生しています。



発生状況別転倒災害発生状況 (商業) (H22~H27.8)



災害程度別転倒災害発生状況 (商業) (H22~H27.8)



転倒災害あなどるなかれ！ 休業1ヶ月以上が**約8割**！！

商業における平成22年～平成27年8月末の労働災害（休業4日以上）のうち、転倒災害について災害程度別（休業を要した期間別）で見ると、**全体の約8割が骨折などにより1ヶ月以上の休業を要する災害**となっており、そのうち1割は3ヶ月以上の長期間の休業を要する災害となっています。

商業における労働災害防止対策

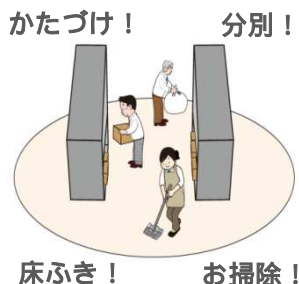
商業での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険の対処と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。



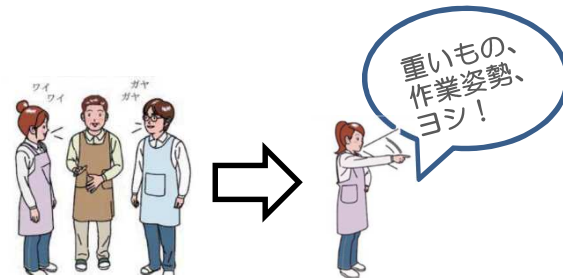
KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険 (K)・予知 (Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。

うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所、慎重に行動することができます。



安全活動の推進には「**旗振り役**」が不可欠!
職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする
安全推進者※の配置を推進しましょう。

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

商業における具体的な安全衛生対策の取組

転倒災害防止

- 通路は、滑りにくい材質のものにしましょう。
通路のくぼみ、段差をなくしましょう。
通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
履物は、滑りにくく安定したものをはきましょう。（定期的な点検も忘れずに）

腰痛予防

- 荷は、出来るだけ身体に近づけて持ち上げましょう。
重い物は、無理をせず、複数人で運びましょう。
中腰など無理な体勢での長時間の作業は行わないようにしましょう。
重量物の運搬作業の前には、腰痛予防体操を行いましょう。

はさまれ、巻き込まれ 及び 切れ、こすれ災害防止

- スライサーなどの食料品加工用機械に食材を直接手で押し込んだり、引き出したりしないようにしましょう。
スライサーなどの食料品加工用機械の清掃は、機械を止めてから行いましょう。
包丁は、よく研ぎ、十分に教育・訓練を受けてから扱きましょう。
刃物類は、使用后すぐに所定の場所に保管しましょう。

墜落、転落災害防止

- 高所の床の端には手すりを設けましょう。
階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
イスを踏み台代わりにしないようにしましょう。

「危険マップ」で危険の見える化を！

<危険マップの活用方法>

危険マップとは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のおそれのある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。危険マップを使った安全対策は次の手順で行います。

職場の平面図など(職場マップ)を用意します。ない場合は新たに作成をします。

職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもとで洗い出しをします。

この場合、次のような箇所や作業が参考になります。

- ・過去に災害が発生した箇所 ・ヒヤリ・ハット事例の多い箇所 ・危険予知活動で注意が必要とされた箇所
- ・リスクアセスメントで作業場の注意が必要とされた箇所や作業

危険を回避するために、従業員が注意をしなければならないこと、守らなければならないことを、全員参加で検討します。

職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。この場合、危険箇所をわかりやすく示すための「マーカー」を貼り付けると、危険箇所がより分かりやすくなります。

また、危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。検討段階では貼り替えが容易な付箋紙等を使うと便利です。作成した危険マップは、従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにします。

<危険マップ及びマーカーのイメージ>



(脚立による墜落危険を示すマーカーを、職場の図面に貼り、注意内容の付箋を張る。)